

ふぐ類（ふぐ・ハリセンボン）を 取り扱っている営業者の皆様へ

本県においては、沖縄県ふぐ取扱い要綱※により、有毒部位の除去を行っていない未処理のふぐを食用に販売する者は、ふぐ講習会を修了し「ふぐ取扱者」の資格を取得することが必要となっています。

そのため、未処理のふぐ類（フグ、ハリセンボンなど）を販売する営業者等を対象に、ふぐ取扱い講習会を以下のとおり開催いたします。受講したい方は、一般社団法人沖縄県食品衛生協会まで必要書類の送付をお願いします。

なお、当講習会を受講せず「ふぐ取扱者」の資格を取得されない場合は、本要綱の適用を受け、未処理のふぐ類の販売ができませんので、念のため申し添えます。

また、ふぐ類の処理（卵巣・肝臓・皮その他有毒部位を除去すること）を行うには、本講習に加え、別途「ふぐ処理技術認定」を受け、「ふぐ処理者」の資格を取得する必要がありますので、併せて申し添えます。

※ 令和6年4月1日の要綱改正により、「ふぐ取扱者」の対象が縮小されました。

- 必要書類：1. 申込書(第1号様式)
2. 写真1葉(たて4cm×よこ3cm)
3. 受講料 ¥11,000(テキスト代を含む)
- 申込期間：令和6年9月2日(月)～9月9日(月)
- 開催日：令和6年9月26日(木) 12:45～17:20
- 開催場所：沖縄県総合福祉センター（那覇市首里石嶺町4-373-1）
- 申込先：一般社団法人沖縄県食品衛生協会
〒901-2114 浦添市安波茶3-5-2-103 (098-871-1523)
※必要書類の郵送をお願いします
- 受講料振込先：ゆうちょ銀行
【ゆうちょ銀行から送金】
記号 17000 番号 6842341
名義 シヤ)オキナワケンシヨクヒンエイセイヤウカイ
【他の金融機関から送金】
記号 七〇八(ナゼ)ロハチ 店番 708 普通預金
口座番号 0684234
名義 シヤ)オキナワケンシヨクヒンエイセイヤウカイ

※台風等により、中止または延期の可能性があります。

延期となった場合は、令和6年10月8日(火)に講習会を実施します。

講習会の延期については、一般社団法人沖縄県食品衛生協会ホームページに掲載します。受講前にご確認いただきますようお願い申し上げます。

〈実施主体〉

一般社団法人沖縄県食品衛生協会 (098-871-1523)

浦添市安波茶3-5-2-103

要領第2条第2項に基づく沖縄県知事の指定団体